



一般社団法人日本気象予報士会山陰支部会則

平成22年9月25日 制定・適用

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本気象予報士会山陰支部(以下「本会」とする。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の融和親睦及び気象予報士としての活動促進と技術研鑽を図ることを目的とする。

2 本会は、一般社団法人日本気象予報士会の支部として気象予報士の地域における活動基盤の確立に努め、併せて社会的地位の向上を目指す。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 会員の資質向上のための見学会、研修会の開催
- (2) 気象に関する調査、研究
- (3) 一般の人の気象理解に役立つ活動
- (4) その他必要な事業

(会員)

第4条 会員は、正会員及び協力会員に区分する。

2 正会員は、鳥取、島根両県及び近辺に在住もしくは勤務する日本気象予報士会の会員で、本会の趣旨に賛同する者とする。

3 協力会員は、次の者のうち本会の運営するメーリングリストへの登録によって参加の意思を表示した者とする。

- (1) 他支部に所属する者
- (2) 日本気象予報士会非会員

4 入会に当たっては、支部長あて入会を申し込み(氏名、登録番号、住所、電話番号、E-mail)、承認を受けるものとする。

5 本会を退会しようとする者は、支部長あて退会の届出をするものとする。

6 支部会員としての品位を汚したものは、第7条に定める幹事会において審査し総会決議をもって除名できる。

7 過去1年間、会の活動に参加せず、かつ、支部総会に出欠の連絡がない者は、退会したものとみなす。

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。役員は総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

- 2 支部長は、本会を代表し会務を統括するとともに、総会において議長を務める。
- 3 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 幹事は、総務、企画等の会務を分掌し、本会の運営について支部長を補佐する。
- 5 会計は、本会の会計を分掌するとともに、予算の編成及び決算の報告を行う。
- 6 監事は、本会の会計について監査を行う。

(総会)

第6条 年に1回、定期総会を開催し、次の事項を審議する。

- (1) 活動報告及び決算に関する事項
 - (2) 活動計画及び予算に関する事項
 - (3) 会則の変更に関する事項
 - (4) 役員を選任に関する事項
 - (5) その他重要事項
- 2 支部長が必要と認めた場合には、随時臨時総会を開催し、必要事項を審議する。
 - 3 総会の成立は、正会員の2分の1以上(委任状によるものを含める)の出席を必要とする。
 - 4 総会の議決は、出席した正会員の過半数の賛成による。

(幹事会)

第7条 本会の事業を円滑に行うために幹事会を置く。幹事会は、支部長、副支部長、及び幹事で構成し、支部長が主催する。

- 2 幹事会は、本会の運営に必要な事項を審議する。

(会費等)

第8条 本会に必要な経費は、一般社団法人日本気象予報士会から配分される支部活動経費、寄付金、例会・勉強会参加費等をもって充てる。

- 2 収支決算は、会計年度ごとに支部長が取りまとめ、監事の監査を受けたうえ、総会において会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。